

[ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例]

生息・生育地保護区

平成 26 年 3 月

滋賀県

目 次

新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区

(彦根市)

指 定 告 示	1
区 域 図	2

滋賀県告示第 152 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、生息・生育地保護区を次のとおり指定し、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

平成 26 年 3 月 31 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

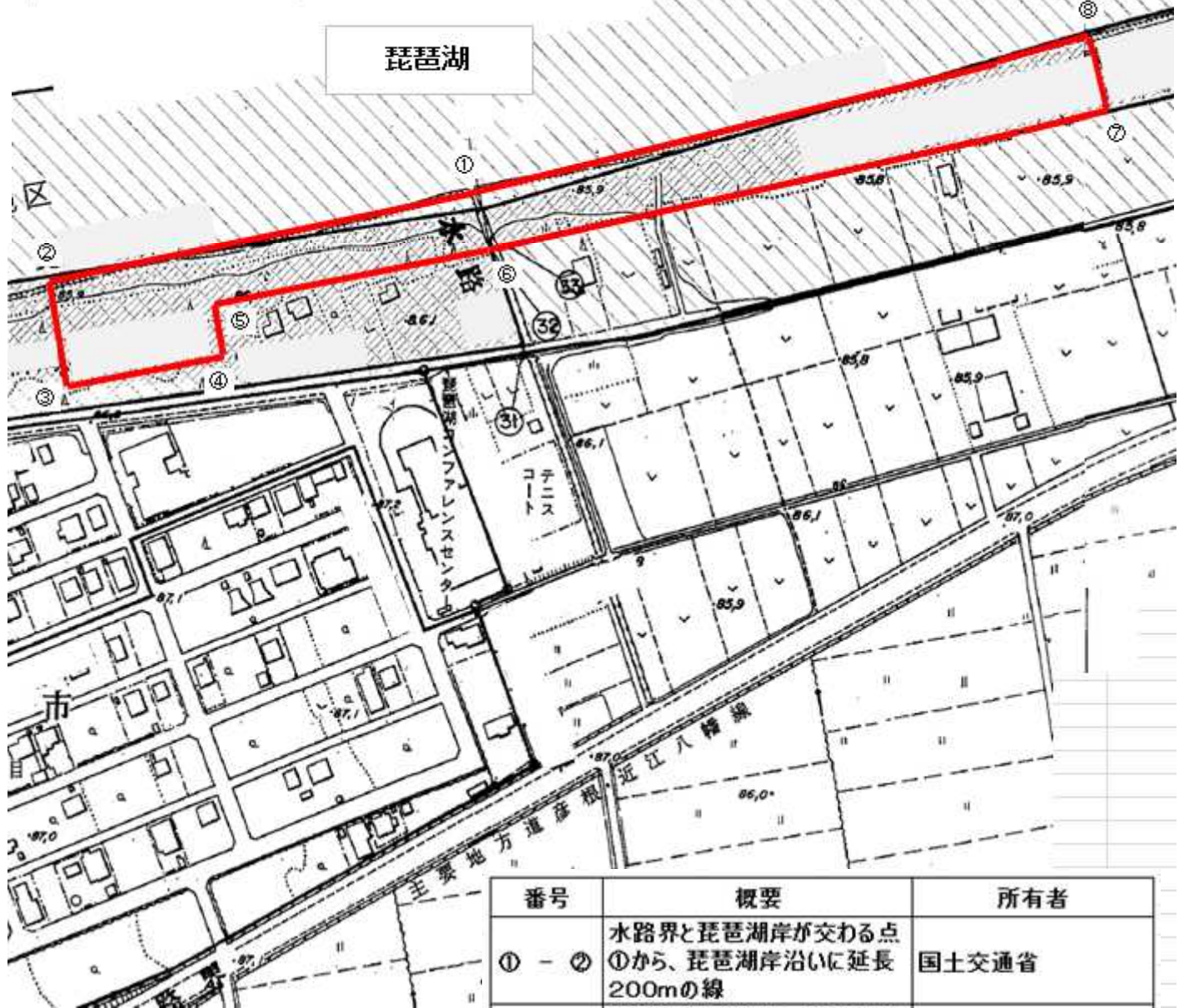
- 1 名称 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区
 - 2 指定の区域 彦根市新海浜（区域は、区域図表示のとおり）
 - 3 指定に係る野生動植物種 ハマゴウ、ハマエンドウ
 - 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定の目的 本区域には、砂浜特有の植物であり、かつ海浜性の植物が琵琶湖岸に生育していることが特徴的な絶滅危惧種のハマエンドウおよび絶滅危機増大種のハマゴウの生育が確認されているとともに、ハマエンドウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないことから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生息・生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生植物種を保護していく必要がある。
 - (2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生植物種は、琵琶湖岸の砂浜に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化を防ぎ、砂浜を維持する必要がある。

特に、ハマゴウは砂質を生育適地とし、他種の繁茂や踏み荒らしによって消滅してしまう性質をもっているため、レジャー等による立ち入りの際には十分な配慮をすることが重要である。
 - (3) 生育条件の維持のための環境管理の指針
 - ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生植物種が生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、野生動植物の調査その他指定に係る野生動植物の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。
 - イ 木竹の伐採 本区域（保安林の区域を除く。）において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の 30%以下とする。
 - ウ 環境管理 条例違反行為に対する巡視を行うほか、地元の新海町自治会および新海浜自治会、保全団体であるネイチャーズ新海浜ならびに管理者である流域政策局、都市計画課、森林保全課および中部森林整備事務所と協議しながら、指定に係る希少野生動植物種の良好な生育環境の維持に努めるものとする。
- （区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ならびに各森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落
生育地保護区の区域図説明表

0 50 100 200 300 400 500m

琵琶湖



番号	概要	所有者
① - ②	水路界と琵琶湖岸が交わる点①から、琵琶湖岸沿いに延長200mの線	国土交通省
② - ③	琵琶湖岸の②から、琵琶湖岸の線と直交した延長50mの線	国土交通省
③ - ④	③から琵琶湖岸の線と平行の延長75mの線	国土交通省
④ - ⑤	④と⑤を結ぶ線	国土交通省
⑤ - ⑥	水路界の⑤から、琵琶湖岸の線と平行に延長125mの線。	国土交通省
⑥ - ⑦	水路界の⑥から官民境界沿いに延長300mの線	国土交通省
⑦ - ⑧	官民境界の⑦と琵琶湖岸の⑧を結ぶ線	国土交通省
⑧ - ①	水路界と琵琶湖岸が交わる点①から、琵琶湖岸沿いに延長300mの線	国土交通省

